

小学校区コミュニティ推進基本方針 (新たなコミュニティの在り方)

「ひと つなぐ まち」
一人と人とが支えあうまちをめざして—



平成 28 年 10 月



那 覇 市

1 基本方針の策定にあたって

(1) 基本方針を策定する背景

我が国は、現在、急激な少子高齢化の中にあり、本格的な人口減少が今後加速度的に進むことが見込まれております。

本市の人口は、現在まで増加傾向で推移してきましたが、「那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」によると、将来推計人口は、2015年から2020年にかけてピークを迎え、2025年には65歳以上の高齢者が約25%に達し、4人に1人が65歳以上の高齢者となります。その後、人口は減少に転じ、2060年代には、約25万人にまで減少することが予想されています。生産年齢人口及び年少人口は減少段階を迎えており、老年人口は増加傾向にあり、徐々に少子高齢化が進行していることが分かります。

平成28年3月に策定された「那覇市版総合戦略」では、「将来にわたって人口30万人を維持し、みんなの笑顔が輝く「なは」とする長期目標を掲げているため、地域が地域の為に、子供からお年寄りまでが活発に活動している、そのような地域をつくる必要があります。

そのためにも、この基本方針が本市のこれからのまちづくりにおいて、その理念を共有し、平成30年度からはじまる第五次総合計画においても、その考え方を引き継いでいけるように取り組んでまいります。

本市では、目指す施政運営を「ひと つなぐ まち」というキャッチフレーズで表現しており、そこには「人がまちをつくり、社会をつくり、世界をつくる」、「人材が共通する財産である」という思いが込められており、様々な担い手の協力や連携の輪を繋ぎ、地域への愛着や誇りと自信を持てる、温かい見守り力のある成熟した「協働によるまちづくり」につながっていくことを期待しています。また、高齢化や災害等の課題への対応を見据えると、本市が掲げる総合戦略の施策の方向性である「子育てが楽しくなるまち」「希望と活力あふれ暮らし働けるまち」「みんなが健康で協働するまち」を達成するためにも、今後のコミュニティの在り方は大変重要であると認識しております。

(2) 地域コミュニティとしての自治会

本市における地域コミュニティとしては、これまで各自治会が地域の核として大きな役割を担ってきましたが、加入率は平成28年4月末現在で、18.5%となっており、また、自治会未組織地域も多く存在するため、自治会未組織地域等における自治会の設立も重要な課題となっております。地域に根ざしたコミュニティは、協働によるまちづくりの基盤です。従来の自治会の活性化は当然のことながら、既存の地縁組織を超えた仕組みをつくり、希

薄化する地域コミュニティを再建するための「新たなコミュニティ」の在り方が求められております。

＜自治会加入世帯状況及び加入率の推移＞

年度	住民登録世帯数 (A)	自治会加入世帯数 (B)	自治会数 (C)	1自治会あたり 平均加入世帯数 (B/C)	加入率 (B/A× 100)
H7	106,021	29,507	125	236	27.8%
H8	107,184	29,379	126	233	27.4%
H9	108,804	29,554	130	227	27.2%
H10	108,828	29,689	130	228	27.3%
H11	111,566	30,022	135	222	26.9%
H12	113,396	30,134	138	218	26.6%
H13	115,550	30,756	144	214	26.6%
H14	116,629	30,902	144	215	26.5%
H15	119,158	31,354	148	212	26.3%
H16	122,045	31,839	150	212	26.1%
H17	125,370	31,596	153	207	25.2%
H18	126,882	31,482	157	201	24.8%
H19	128,627	30,952	156	198	24.1%
H20	130,561	29,869	154	194	22.9%
H21	132,272	29,772	156	191	22.5%
H22	134,107	29,532	156	189	22.0%
H23	135,808	29,717	159	187	21.9%
H24	138,137	29,773	160	186	21.6%
H25	139,822	29,178	159	184	20.9%
H26	142,835	29,073	160	182	20.4%
H27	145,446	27,702	157	176	19.0%
H28	147,909	27,419	158	174	18.5%

※ 住民登録世帯数は各年度4月末時点。ただし、H20・21年のみ5月末時点。

※ 自治会加入世帯数は各年度4月末時点。

(3) 小学校区コミュニティモデル事業の検証を踏まえて

本市では、戦後の急激な都市化によって生活環境が大きく変化し、核家族化や少子高齢化に伴って顕在化している子育て支援・高齢者介護・障がい者支援などの社会的課題や、生活環境の維持改善・防犯防災等の安全安心に関する課題など、地域における様々な課題が増加してきており、人々の心の触れ合いや、繋がりまでもが希薄になってきたと言われております。

こうした中で、心の通い合う人間関係を生み出し、活力に満ちた、人間性豊かな地域社会を築き、次世代にそれらを伝えていくための地域コミュニティの役割が今日ほど強く求められていることはありません。

このようなことから、本市では「新たなコミュニティ」の在り方として、小学校区を単位とする地域コミュニティづくりをこれまでも模索してまいりました。

<これまでの主な経緯>

平成8～17年度	開南小学校区コミュニティ協議会
平成15～17年度	大道小コミュニティいきいきプロジェクト
平成22～26年度	小学校区コミュニティモデル事業（4校区）

特に、平成22年3月には、「小学校区単位の新たなコミュニティ施策の展開に関するモデル事業実施指針」を策定し、与儀・若狭・石嶺・銘苅の4小学校区を対象とした「小学校区コミュニティモデル事業」を平成22年度から5年間展開してきました。モデル事業の検証では、関係者からのアンケートやヒアリングを行うとともに、有識者を委員とした「那覇市協働によるまちづくり推進審議会」においても審議し、小学校区を範囲とした新たなコミュニティの構築が必要であるとの結論に達したところです。

このような結論を踏まえ、本市の新たなコミュニティのための事業である「校区まちづくり協議会支援事業」を市内全域で本格実施し、新たなコミュニティを構築するに当たり、「小学校区コミュニティ推進基本方針」を策定いたします。

2 小学校区におけるコミュニティ

本市の目指す将来像は、地域で生活する人々が主体的に連携・協力しあいながら、その地域の課題解決に取り組んでいる地域コミュニティであり、それが市内全域に広がっている姿です。

そこで、地域コミュニティの範囲を概ね小学校区とすることを基本的な考え方とし、活動の拠点を小学校にある地域学校連携施設を基本とした校区内にある公共施設等とします。

小学校区は、半径500mといわれる高齢者の1日の行動圏と概ね同程度の面的広がりであり、公共施設である学校施設も有効に活用でき、子どもたちを通したコミュニティ意識の芽生え・PTA活動を通したまちづくりのための人材育成・こどもの貧困問題等にかかる支援などにも有益です。

しかしながら、地域の実情は様々であるため、その地域の声を尊重しながら、特性を活かし、地域の実情に応じた範囲とできるように設定します。

また、学校行事に支障がない程度において、小学校の地域学校連携施設を地域住民等に広く開放することにより、学校を拠点としたコミュニティづくりが可能となり、高齢者の生きがいづくりや健康増進を支援するふれあいデイサービス事業、放課後子供総合プラン等における活用も期待されます。さらに、小学校は、収容避難所や指定避難所としても指定されているため、地域コミュニティの拠点とすることで、防災上の機能強化にも繋がります。

本市としては、このようなことから、小学校区における地域コミュニティを全市域に広げていけるように取り組んでまいります。

現状においては、自治会や通り会をはじめとした様々なコミュニティが存在することから、多様な地域特性を尊重するとともに、その地域の実情に応じ、小学校区における緩やかなコミュニティ形成を図ることができる地域から、公募等により、「校区まちづくり協議会支援事業」を展開し、校区まちづくり協議会※1に対する助言及び活動に対する支援を行っていくとともに、小学校区におけるコミュニティを推進するための「7つの柱」を定めます。

※1 校区まちづくり協議会とは

校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々で構成する団体が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていくことを目的として、自主的に設立した組織をいいます。また、本市は、当該協議会に対する支援を行います。

<小学校区におけるコミュニティを推進するための7つの柱>

(1) 協議会の設立支援

市は、校区内で活動する自治会、PT（C）A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々に構成する団体が、合意形成を図ったうえで、主体的に校区まちづくり協議会を設立する際に、当該協議会に対する助言等の支援を行う。

(2) 範囲

基本的な範囲は概ね小学校区とするが、地域の実情に応じて、その地域の声を尊重し、その特性を活かした範囲とすることができる。

(3) 目的

校区内で活動する団体等が、校区まちづくり協議会を設立し、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、地域の課題解決を図っていくことを目的とする。

(4) 活動拠点

活動拠点は、小学校にある地域学校連携施設を基本とした校区内にある公共施設等とする。

(5) 協議会としての認定

市は、那覇市校区まちづくり協議会支援事業実施要綱に基づき、届出をした協議会について、その要件を確認したうえで認定する。

(6) 財政的支援

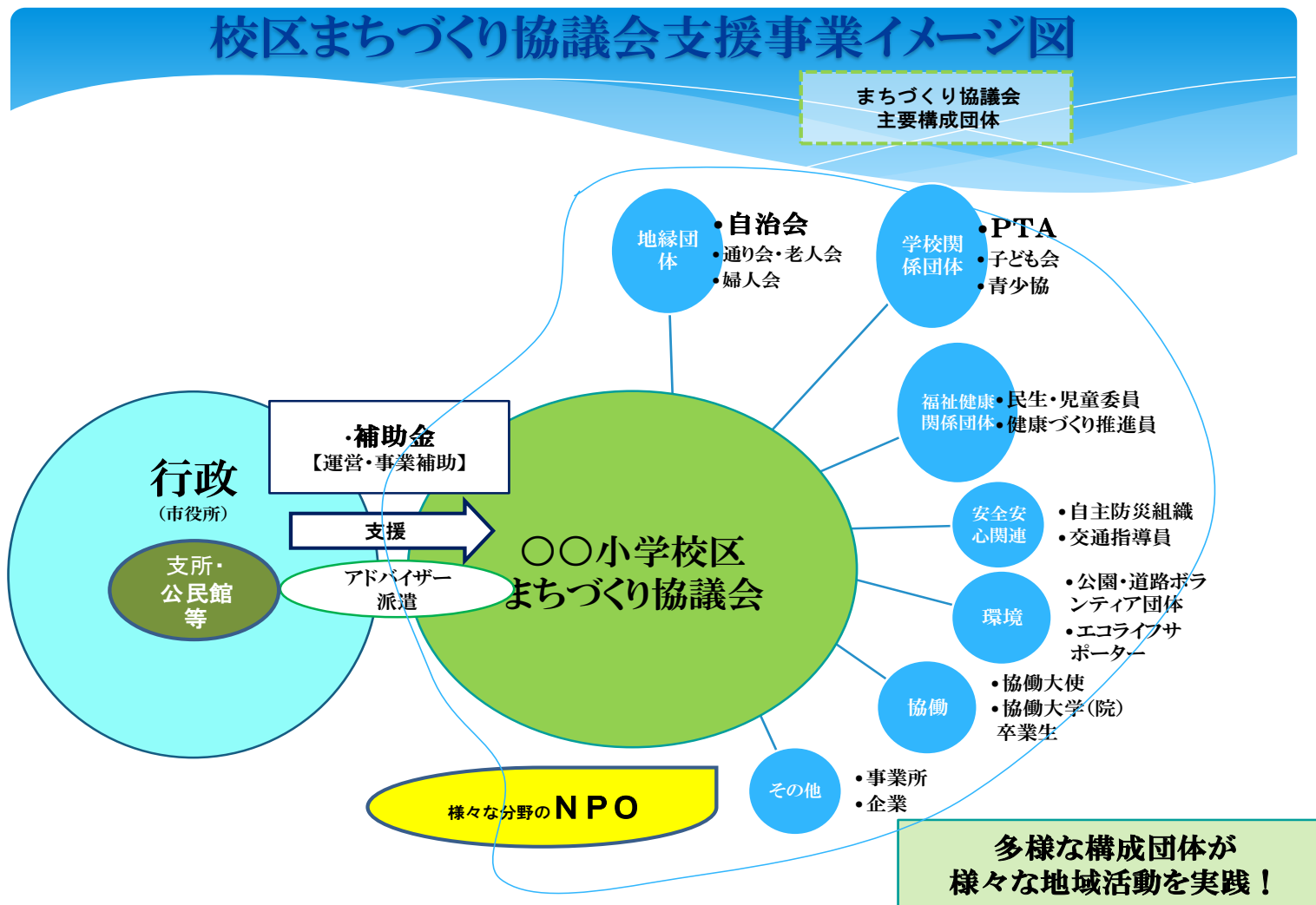
市は、那覇市校区まちづくり協議会支援事業実施要綱に基づき、認定された協議会に対し、各年度で定められた予算の範囲内で必要と認められる額の補助金を交付する。

(7) その他の支援

市は、多様な地域特性を尊重し、その特性に応じた協議会の運営及び活動に対して、効果的な支援を行う。

また、必要に応じて、既存の協議会からのアドバイザーを派遣することができる。

<校区まちづくり協議会支援事業イメージ図>



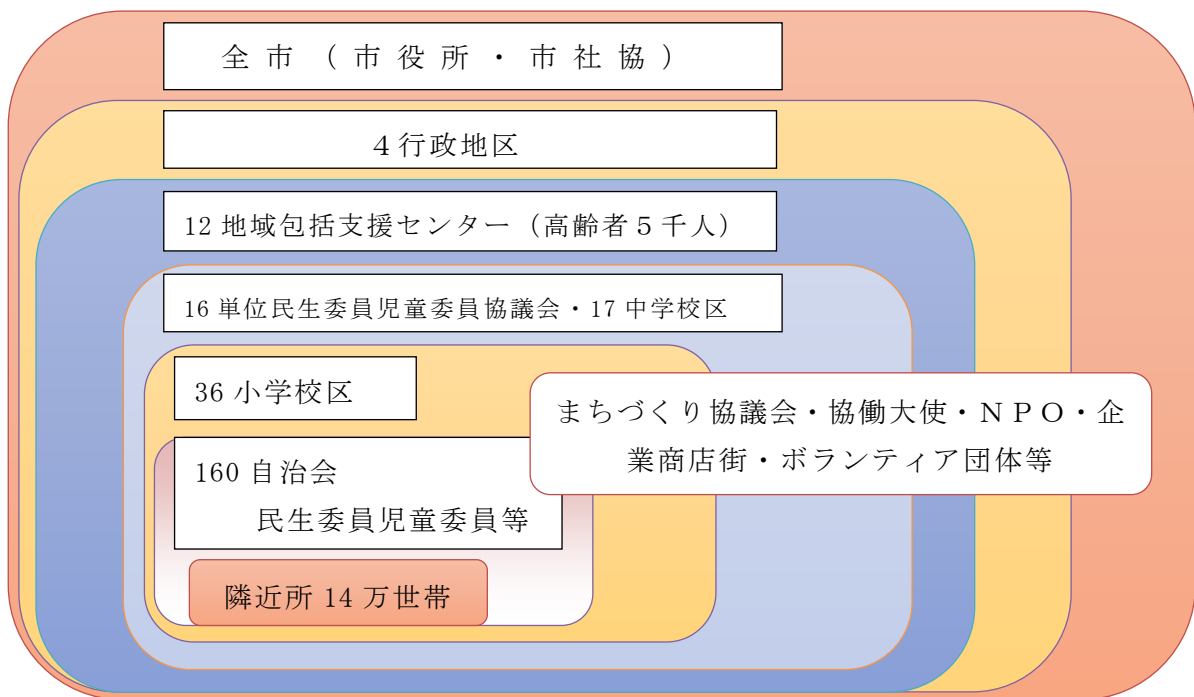
3 今後の展開に向けて

小学校区を基本的な範囲とした新たなコミュニティを、全市的に広げていくためには、圏域や活動拠点、財源の確保等、様々な課題があります。その課題解決に向けては、関係部局との連携を強化して、引き続き、取り組んでまいります。

(1) 将来的な圏域の統合

本市においては、様々な分野においてそれぞれの圏域ごとに事業が展開されており、小学校区での地域コミュニティを進めるに当たっては、将来的な圏域の統合も課題の一つとなります。

<那覇市における福祉活動圏域の現状>



第3次那覇市地域福祉計画及び地域福祉活動計画より抜粋

まちづくり活動の中でも重要な福祉分野においては、「第3次那覇市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」において、「今後の福祉圏域の設定について、地域住民の日常生活や地域活動の実践の場として最も関わりが深く、地域住民が気軽に声をかけ合うことができる範囲としての認識が高い地域（自治会、通り会、小学校区コミュニティなど）を「基礎圏域」として設定する」としてありますが、地域住民の活動をサポートする地域コーディネーターが配置される圏域である「中圏域

※2」は、「地域包括支援センター、単位民生委員児童委員協議会を中学校区に合わせ編成することを視野に入れ検討する」としているため、将来的には、小学校区での圏域の統一を視野に入れながら、派生する課題解決を図るとともに、引き続き、福祉分野と連携を密にし、調整を図っていく必要があります。

「新たなコミュニティ」への取組みは、教育委員会、福祉分野、防災分野等とも深く関係します。取組みを円滑かつ効果的に進めていくためにも、部局横断で協働して施策を行えるように庁内推進体制を構築していくことが重要です。

※2 中圏域とは

「第3次那覇市地域福祉計画及び那覇市地域福祉活動計画」において、「中圏域」とは、課題解決が困難な福祉ニーズに対し、多様な地域資源との連携を図り地域住民の活動をサポートするとともに、生活課題などを適切な支援や解決方策につなげ、地域コーディネーターを配置する地域」としている。

(2) 活動拠点の確保

活動拠点は、小学校にある地域学校連携施設を基本とした校区内にある公共施設等を活用することを「柱の一つ」として定めています。

現在、全ての小学校に地域学校連携施設は設置されておりませんが、平成25年7月の「那覇市人材育成施設（社会教育施設等）整備基本構想」では、「学校の増改築の際に併せて地域学校連携施設の整備に努める」としております。さらに、平成27年度に策定された「那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「学校という「財産」と、地域の「力」をつなぎ、子どもたちの安全・安心な居場所である学校その他の施設を、地域に最も身近な「地域コミュニティの拠点」として再構築する」とあることから、現在、課題となっている管理の在り方について検討するとともに、その活用については、各小学校長の理解と協力が必要不可欠であるため、引き続き教育委員会と連携しながら進めてまいります。

今後とも、地域学校連携施設の整備を促進し、有効活用が図れるよう取り組んでまいります。

(3) 財源の確保

協議会を設立し、継続的・安定的に運営し、成熟させるためには、一定程度の予算が必要となります。現在、市より認定されている6つの小学校区まちづくり協議会に対しては、それぞれ各年度で定められた予算の範囲内で必要と認められる額の補助金を交付しており、それを主な財源として、協議会は事業を展開し、運営しておりますが、仮に全小学校

区に協議会が設置され、現在の補助金額が交付された場合、単年度当たり多額の財源が必要となります。しかしながら、本市を取り巻く財政状況は厳しいため、今ある人材・資源を有効に活用していかなければなりません。本市の限りある財源を有効に活用するために、人材面や財政面での支援を継続していく必要がありますが、将来的に安定した運営を行い、更なる事業を展開していくためには、協議会での自主財源の確保も必要となってきます。

また、協議会のもう一つの重要な役割としては、地域課題に対する解決に向けた事業や地域をより活性化していくための事業を、地域住民はもとより、企業等の社会貢献活動と連携して行っていく必要があります。

今後、継続的・安定的な活動を保証するための財政支援の仕組みづくりについては、各所管課からそれぞれの目的で地域に対して補助している助成金の使途について、地域のニーズや実情に応じた新たな総合的な交付金制度の導入など、他自治体の事例を参考にしながら、多角的な検討が必要となります。

地域の課題解決を目的としている協議会の運営には、一定程度の財源が必要であるため、その財源を確保するための手法等についても、調査・研究してまいります。

(4) 人材の育成と確保

本市では、様々な場面において、多くの市民がまちづくり活動をはじめとする市民活動等を実践しております。しかしながら、どこでどのような市民が活動しているのか、全体として共有されておられません。自治会や既に活動を行っている校区まちづくり協議会は、その地域における世代間交流や人材の掘り起こし・後継者不足の解消を求めており、地域からも人材育成の声があるのも事実です。

少子高齢化社会が進行するなかにおいて、本市は、様々な計画を進めておりますが、市民にはやりがいや生きがいをもって、まちづくりに参加していただく必要があります。「市民が活躍できる場」をつくることが重要となります。特に、高齢者の割合が増加するなかで、培った経験を次世代に引き継いでいくために、その経験の橋渡しをしていただく必要があります。団塊の世代の方々のノウハウや退職した本市職員のスキルを活用することが大変重要となってきます。このようなことから、新たな人材を発掘し、掘り起こしを図る「(仮称)那覇市人材データバンク」の構築を進めてまいります。

また、校区まちづくり協議会を全市域に広げていくためには、対象となる小学校区ですでに活躍している人材の把握や不足している人材を明

確にする必要があるため、その地域にどのような人材や公共施設等があるかを把握する「（仮称）校区まちづくり協議会カルテ」の作成を検討し、人と人とのつながりをつくれるよう取り組んでまいります。

さらに、那覇市協働によるまちづくり推進協議会と積極的に連携を図り、那覇市協働大使に「まちづくりコーディネーター」として、校区まちづくり協議会での中心的な役割を担っていただくことにより、強固なまちづくりができるものと期待しております。

（５）全市域への展開

小学校区における地域コミュニティを進めるにあたっては、多様な地域特性を尊重するとともに、その地域の実情に応じて、小学校区における緩やかなコミュニティ形成を図ることが可能な地域から進めていくことを想定しております。

しかしながら、コミュニティの形成を図るうえでは、その地域において核となる構成団体等の存在が不可欠となります。そのため、地域との話合いや地域の実情に応じて、核となる構成団体の発掘や支援に努めるとともに、地域における「校区まちづくり協議会」の設立に向けた支援体制を強化してまいります。

本市としては、このようなことを踏まえ、全市域に小学校区でのコミュニティを展開し、市民一人ひとりが自ら行動し、共に支え合う「協働によるまちづくり」の熟成を目指し、ゆるぎない協働の礎としていきたいと考えております。

小学校区コミュニティ推進基本方針
(新たなコミュニティの在り方)

「ひと つなぐ まち」

— 人と人との支えあうまちをめざして —

策定：平成 28 年 10 月

発行：那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1

なは市民協働プラザ 3 階

T E L : 098-861-3846

F A X : 098-861-3126